

平成30年（食と観光対策特別委員会）開催状況

開催年月日 平成30年8月8日（水）
 発言者 日本共産党 真下 紀子 委員
 報告者 観光振興監、誘客担当局長、観光局参事

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>○カジノについて</p> <p>ただいまご報告いただきました特定複合観光施設 I Rに関する有識者懇談会について質疑をしてまいりたいというふうに思います。</p> <p>一 公共政策とする根拠について （真下委員）</p> <p>まず、公共政策としての日本型 I Rについて説明があります。国会審議の中で、カジノの粗利益の7割がカジノ事業者のものとなって、利益や事業収入として使われていくと。今、報告にもありましたように、たぶん海外の事業者が受注するのではないかというような方向ですけれども、カジノに行く対象の7割が国内、日本人だと。で、そうした人から収益を上げて海外に流出をするというような可能性が否定できないというか、強くなっているばかりですね。それで、賭博の違法性を阻却する根拠というのが、こうした状況では示されていないと国会でも大問題になりました。公共政策とする根拠を道はどのように考えておられるのか。根拠となる利益配分についてどのように見込んでいるのか、伺います。</p> <p>（真下委員）</p> <p>粗利益の3割は国や地方自治体に納付されると。しかし、その配分についてはですね、ギャンブル依存症対策に多くは使われるのではなくて、たぶん赤字となるであろう M I C E などの投資にも使われると。地域経済の振興にも使われるということになれば、期待される依存症対策への活用ということですね、非常に小さくなっていくわけです。で、M I C E も公共的な、公益的な意味を持つということになれば、そこが赤字になればなるほどそこへの投資が増えていくわけで、その3割の粗利益がどれだけ本当に公益的なものになるかわからないわけですね。M I C E 自体が公益的だとは言いながら、これは事業者の利益に繋がるものですからね、そこにまで還流していくということになれば、この3割の実現性ということ、非常に、3割の公益性については私は非常に疑問を持つわけです。</p> <p>二 事業者との交渉等について （真下委員）</p> <p>それで、道は、公共投資も含めた投資規模、事業者と対話をして、把握をしていくというふうに言われておりますけれども、どういうふうに交渉するのかという観点や、どのようなノウハウを持っているのか。これは道は実際に持っているのかどうか。事業者の言いなりにならない交渉方針基準などを持っているのかどうか、聞きたいと思います。で、それはなぜかという、これまでの調査でも事業者の調査を鵜呑みにして道民に説明してただけで、道の行政からの観点というのはないわけですね。それが実際に事業を進めていくということになった場合、道がそこに対峙をしてですね、カジノ事業者としっかりと対応できるのか、私は甚だ疑問を持っておりますので、お聞きしたいというふうに思います。</p>	<p>（観光局参事（森））</p> <p>I Rの法的な位置づけなどについてでございますが、この度、成立した I R整備法は、観光及び地域経済の振興を目的としており、また、カジノ粗収益の3割を国や地方自治体に納付し、幅広く公益に活用することに加えて、カジノの運営に関し、高い水準の規制や公的な管理監督体制を設けており、国においては、これらの制度を背景に、I Rを公共政策として位置づけているものと認識しております。</p> <p>また、I R事業者は、カジノを含めた I R事業の全体を一体的に運営することとされており、カジノからの収益につきましては、公益的な性格をもつ M I C E 施設など I Rの中核施設の運営や再投資に還元されるものと承知しております。以上でございます。</p> <p>（観光局参事（森））</p> <p>I Rを誘致する際の方針等についてでございますが、I R整備法に基づく区域認定プロセスにおきましては、都道府県等が事業者の公募に先立ち、施設整備の具体的な方向性を示す実施方針を定めることとされております。</p> <p>道として誘致を行う場合には、こうした点も踏まえ、地元となる自治体との協議や本道での I R実施に関心をもつ事業者との対話などを重ねながら、北海道型 I Rに相応しい機能や施設などに加え、インフラ整備のあり方について実効性のある方針を策定することが重要と考えております。以上でございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>【再質】 (真下委員) 私、道のね、行政職が大変優秀だということは知っています。しかし、その方達がね、観光に関して専門的な知識や、それからキャバですね、人数がないから観光の補助事業に関しても観光振興機構に事業を委託して、やってもらっているわけですね。実際に道が観光の専門家としてですね、行政マンが対応するというはできていないのだというふうに思うわけです。で、具体的なアドバイスなどに関しては、コンサルや監査法人に頼らざるを得ない状況になっていると。道が実効ある方針を示すと言いつつも、そういうことをできるだけのノウハウなんかは持ち得ていないんじゃないですか。どうなんですか。</p> <p>(真下委員) 先行事例では、監査法人などに依頼をしているということですよ。ですから、道だけが皆さんができるということにはならないし、そういったことに頼らざるを得ない。その時に果たして道が思い描いているものと一致をするのかどうか、そこは相手と、事業者と交渉できるのかどうか。こここのところもですね、非常に疑問を持たざるを得ません。</p>	<p>(誘客担当局長) 事業者との対話などについてでございますが、事業者との対話については、基本的には国への申請主体となる道が主体となって行うべきだと考えておりますが、誘致を行う場合には、より専門的なノウハウ等も必要となりますことから、他府県の取組なども参考に、今後適切に取り組んでいくことが必要と考えております。以上でございます。</p>
<p>三 有識者の選任基準について (真下委員) それで、今回の有識者懇談会の選任について聞きますけれども、先にカジノについては7月の共同通信の世論調査では64%がカジノを望まないとしております。日経新聞の世論調査でも6割が反対の意向を示しています。道内では明確に反対を表明して署名活動なども広がっているわけです。有識者懇談会の委員選任においては、こうしたカジノは誘致してほしくない、北海道にはいらん、という、この声をこの人選の中にどのように反映したのか。どのような基準で選任したのか伺います。</p>	<p>(観光局参事(森)) 有識者の選任についてでございますが、懇談会の構成員につきましては、北海道にふさわしいIRのあり方や優先すべき候補地、社会的影響対策などにつきまして、幅広い観点からご意見をいただくため、地域振興、経済政策、国際観光などを専門とする学識経験者、経済界や旅行業界の関係者、ギャンブル依存症に詳しい医療関係者や多重債務問題の専門家など、それぞれの検討テーマについて高い見識をもつ方々を道内外から選任したところでございます。以上でございます。</p>
<p>四 ギャンブル依存症に関する有識者選任について (真下委員) 今報告のあったIR導入にあたっての意義等について、意見が紹介されました。圧倒的多くがIRを促進することに意義があるという意見ばかりが出そろっております。道民の多くが反対をしているのに、その意見を代弁する有識者というのはいないんですか。そういう方はいらっしゃらないんですか。なぜそういう方を選ばなかったのでしょうか。 道のこれまでの説明会では、反対する立場からの意見も示されてきました。そういった選任をしてきました。ところが今回の有識者懇談会については、法が通った後なのかどうかわかりませんが、反対だということを主張される方がいらっしゃいません。その中でもですね、医師の方でギャンブル依存症に関する高い知見をお持ちの方だと思いますけれども、カジノを推進する与党側の参考人として衆議院で説明した医師を依存症対策の構成員とされております。なぜなのでしょう。反対の立場で意見を聞くことを回避したのかと思わざるを得ません。 特に北海道での依存症対策が不十分だと指摘をされ続けています。そうした中で、現状をよく知る医師を選任しなかった理由はなぜなんですか。</p>	<p>(観光局参事(森)) 依存症対策に関する有識者の選任についてでございますが、懇談会には依存症対策の専門家として2名の方に参画いただいております。その内のお一人は、医師として永年、ギャンブル等の依存問題に悩む方々の治療に取り組む、学術的見地からギャンブル等依存問題に対する総合的な対策を行うことを目的に、医師や大学教授、弁護士等で構成された一般社団法人の代表理事としてご活躍されているところでございます。 また、もう一人につきましては、多重債務問題の専門家であり、ギャンブルに問題のある方々の支援施設を運営するNPO法人の代表としてご活躍されており、いずれの方々も、ギャンブル依存症に関し、実務を通じた専門的なご意見やご助言をいただけるものと期待しております。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>【再質】 (真下委員) その方たちが高い知見をお持ちであるということ は私も承知しております。しかしながら、ギャンブル については、反対の立場を明確にしておりません。 道民の声を代弁している方ではないわけです。さら に加えて、北海道の事情をよく承知しているのかと いうと、そうではないというふうを考えるわけです。 そうした中で第三回の懇談会で社会的影響を議論し、 このペースで行きますと概ね4回という説明でした から、年内で結論を得るような日程となっているわ けですけども、これでは全く不十分だというふうに 考えます。この懇談会の役割というものはあるかもし れませんが、道内でどうした影響があるのか、 それと優先的な候補地も検討するようですけども、 その候補地においてのギャンブル依存症対策がど れだけ必要かということなどについても、きちんと 議論をしていく必要があるというふうに思うんです けど、この日程・回数に縛られず、別に議論してい く機会を持つということが必要だと考えますけどい かがでしょうか。</p> <p>(真下委員) 柔軟に対応するというのであれば、別に北海道 の状況をきちんと議論できる場、そこを設置するこ となどを含めて検討していただきたいと思ひますし、 こういう議論があったということはお伝えいただき たいと思ひます。</p> <p>五 IRの投資規模とギャンブル依存症や犯罪など について (真下委員) IRへの投資効果と、ギャンブル依存症や犯罪、 それから自殺が非常に多いんですね。そうしたこと などを天秤にかけるようなことは私はやってはなら ないと思ひますし、決してできることではないと考 えます。しかし、今回の有識者懇談会の議論によ りますと、まるで対策を取れば、IRによる結果とし て依存症は容認するんだと、増加ありきなんだと言 わんばかりの議論ではないかと。最小化はするかも しれないけれども、最小化する対策は考えるかもし れないけれども、増加を容認するんだというような 議論になっているんじゃないかと思ひて、私は大変 心配しているところなんですけれども、IRの投資 規模とギャンブル依存症や犯罪等についてです ね、どういうふうにお考えになってらっしゃるん ですか。</p>	<p>(誘客担当局長) 懇談会の回数等についてでございますが、本懇談会に つきましては、現在のところ検討テーマの内容等をふま え、先ほどご報告申し上げましたとおり4回程度を目途 と考えておりますが、今後の検討状況によりましては、 回数を増やすなど柔軟に対応してまいる考えでござい ます。</p> <p>(誘客担当局長) IRの効果等についてでございますが、IRにつ きましては、観光の振興はもとより、地域経済の活 性化や雇用の場の創出など、北海道の発展に大きく 寄与することが期待される一方で、カジノの設置に 伴うギャンブル依存症などの社会的影響に対する懸 念もあるところと認識しております。 道といたしましては、IRを誘致する場合には、期 待される効果の最大化とともに、負の影響の最小化 を図っていくことが大変重要と考えており、こうし た観点から、北海道に相応しいIRのコンセプトや ギャンブル依存症対策の方向性などについて、有識 者のご意見等も踏まえながら、更に検討を進めて まいる考えでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(真下委員) やはり、負の影響については最小化を図るということで、その増加を容認するという立場だということが明確に示されました。</p> <p>そしてですね、看過できない問題で、今報告のあった(4)のギャンブル依存への対応等についてところで、海外でのIRの依存対策は文化的コンテンツとなっていると、ここまではいいです。しかし、その後、ビジネスコンテンツともなり得る、つまり対策をすることによってビジネスチャンスなんだと、こういうことですね。ギャンブル依存症を作ってまで儲ける、こうした構造というのは日本の文化に合わないんじゃないですか。だから、こういうことがあったからギャンブル依存症とか博打によって身の破滅を作ってくる、だから過去からずっと賭博行為というのは禁止をされてきたと。それが日本の誇るべき、世界に誇るべき文化なんじゃないでしょうか。それを壊して、ギャンブル依存症対策によってビジネスとする。こうした考え方というのは、私は日本の文化に相容れないというふうに考えます。で、それはやるべきではないというふうに考えます。</p> <p>六 ギャンブル依存症対策の責任について (真下委員) IRの収益の一定割合をギャンブル依存症に充てるとされておりますが、対象をどう見込んで、どの程度の費用が必要と見込んでいるのか。IRの収益でどれだけを賄うことが可能だと考えておられるのか伺います。</p> <p>(真下委員) ギャンブル依存症は、ギャンブルの機会に接しないことが一番の対策なんですよね。で、それをやるためにはカジノを作らないのが一番の対策なんですよ。だから、ギャンブル依存症対策にお金をかけるんだ、その一部はビジネスチャンスに使うという方達もいらっしやる中でですね、こういうやり方というのは私は認められないと思いますし、そしてそれはまた額面についても、率になるのか、一定金額になるのか、その辺についても全くわからないわけで、対策にお金が使われるんじゃないかという国民の期待感だけで先行していますけれども、いくら使われるかわからない、どのような対策になるかわからない、その対策によって儲ける人の儲けに繋がるかもしれない、そういうような状況ですね。やっぱりこのところはよく議論する必要があると思います。いけいけどんどんで、やるわけにはいかないというふうに思います。</p>	<p>(観光局参事(森)) ギャンブル依存症対策についてでございますが、IR整備法におきましては、カジノ収益等に係る納付金について、観光や地域経済の振興に関する施策のほか、カジノ施設の設置に伴う影響対策など、都道府県の責務を達成するために必要な施策に充当することとされております。</p> <p>こうしたことから、先般の有識者懇談会におきまして、納付金等の使途の一例として、既存のギャンブルも含めた依存症対策に充当することをお示ししたところでございまして、その内容等につきましては、今後、懇談会でのご意見なども踏まえながら、更に検討を進めてまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>七 北海道型 I R について (真下委員) 道は北海道 I R だと、ことあるごとに仰ってきております。しかし、何が特徴なのかよく見えてきません。借金地獄に落とし入れるような特定資金貸付業務、貸金業法の総量規制を超えて、上限なく貸し付けることが事業者に認められております。で、北海道型 I R でもこれを認めることになるのか。制限できることにならないのか、伺いたいと思います。</p> <p>【再質】 (真下委員) 私がお聞きをしたのは、その道独自の取組や手法の可能性の検討の中で、この特定資金貸付業務というのは法の中でですね、北海道型 I R で除外が可能なのかどうか。そのことをお聞きしているのでもう一度お尋ねします。</p> <p>(真下委員) 特定資金貸付業務というのは、博打で負けた人にお金を貸して、雪だるま式にですね、破滅に追い込むような借金をつくらせるわけですよ。そういうことをね、北海道でやっちゃいけないし、どこでもやっちゃいけないというふうには私は考えています。</p>	<p>(誘客担当局長) いわゆる北海道型 I R についてでございますが、I R 整備法に基づく日本型 I R は、M I C E 施設をはじめ国内外からの集客や全国への送客に資する機能を一体的に整備し、国際競争力の高い滞在型観光の実現を目指そうとするものでございます。 本道において I R を整備する場合におきましても、こうした理念を基本に、恵まれた自然や豊かな食、さらには積雪寒冷といった冬の魅力など、他の地域にはない特性を活かしていくことが重要と考えており、こうした観点から、本道に相応しい I R の機能や施設のあり方について検討を進めてまいる考えでございます。 また、I R に設置するカジノにつきましては、法律により高い水準の規制が設けられておりますが、今後、ギャンブル依存症対策の方向性を検討する中で、道独自の取組や手法の可能性等についても検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。</p> <p>(誘客担当局長) 特定資金貸付業務への対応についてでございますが、道としては、今後、懇談会におけます専門家のご意見なども伺いながら、必要であれば法律に基づく規制の上乗せなどが可能であるかどうか、また、可能だとすればどのような方法が考えられるかなどについて、国の見解などもお聞きしながら検討を深めてまいりたいと考えております。以上でございます。</p>
<p>八 申請の判断について (真下委員) I R の誘致は、地域から声を上げなければ設置はされないわけです。北海道が北海道型 I R なんていうっていないで、誘致しないということを判断できれば、何もこんな議論をしなくてもいいわけですよ。推進派の方々から知事に決断を求める強いお声もある一方で、反対の声も根強く広くあります。 ところが今の報告で、有識者懇談会において、申請しないという選択肢があるような議論は行われておりません。 どういう状況なら手をあげる、あるいは北海道としては手をあげない、そうした判断に至る基準については、いつどのように道民に示していくのか、知事は誘致しないと判断できるのか、お聞きをしておきたいと思います。</p>	<p>(観光振興監) I R についてであります。本道への集客や道内各地への送客に資する多様な機能を有する I R は、観光や地域振興など本道の活性化に向け、大きく寄与することが期待できます一方、カジノの設置に伴うギャンブル依存症など、社会的影響を懸念する声も少なからずあるところでございます。 I R 誘致の是非の判断に当たっては、こうしたプラス、マイナス両面からの効果をしっかりと見極めることが重要でありますことから、今後、道議会はもとより、有識者懇談会での議論などを踏まえ、北海道に相応しい I R のコンセプトや社会的影響対策の方向性など、道としての基本的な考え方を取りまとめていくこととしており、こうした過程を通じまして、道民の皆様にも道の考え方を丁寧に説明しながら、適切に対応してまいる考えでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p>(真下委員)</p> <p>IR誘致の是非の判断に当たっては、適切に対応する、つまり、申請しないという選択肢があるとの答弁だったと思います。</p> <p>IRは長期滞在型観光、なかでも皆さんがおっしゃられるように、北海道の自然や食、雪の魅力などによって、周遊をするというようなことは、それができれば、長期滞在型にならないわけですからね、相反するものなんです。すでに北海道観光局の方は、インバウンドの急増に関し、現状と課題について、これから北海道6圏域を回って、課題を解決していかなければならない。それくらいカジノがない段階でも、海外からの観光客が増えて、対策がとりきれなくて、困っているんだということを、今やろうとしているわけですね。</p> <p>既に北海道の魅力によって、たくさんの観光客の方が集まってきている。ところが、カジノ・ゲーミングは、500億から960億の収益を上げるっていうわけですから、カジノに取られちゃうわけですよ。周遊するお金はどこから出てくるのでしょうか。カジノの一人勝ちをするような構想じゃないんですか。これは皆さん冷静になって、競争しなくていいですから、冷静になって本当に北海道の魅力をわかってもらえる観光のあり方というものは、どういうことなのか。カジノに頼らなくても、すばらしい観光行政ができるんじゃないか、そういう立場からの議論することを求めて、私の質問を終わらせていただきます。</p>	

